

# 児童養護施設における被虐待児、発達障害児の入所が 施設環境に及ぼす影響

## The influences of the entrance of abused children and children with developmental disabilities for the human environment of children's home

稲富 憲朗\*・赤間 健一\*

Noriaki Inadomi・Kenichi Akama

### はじめに

近年、施設の小規模化・地域分散化・高機能化が進められている(厚生労働省, 2017)。施設の小規模化により、「家庭的養護と個別化」を行い、「あたりまえの生活」の保障が謳われている。子どもにとっては、一般家庭に近い生活体験が持ちやすく、身辺自立や地域社会での生活も身につく、将来家庭を持ったときのイメージができやすくなる。職員にとっても日課や規則など管理的になりやすい大舎制よりも柔軟に運営でき、子どもに目がとどきやすくなり、個別の状況に合わせた対応が取りやすくなることなどがメリットとしてあげられている。しかしながら、課題として、職員の力量がより問われるようになる。職員のやりがいでだけでなく、心労も多くなること、深刻な課題を持つ子どもがいる場合に対応が困難となり、他の子どもへの影響が大きくなることなどもあげられている(厚生労働省, 2012)。

橋本・明柴(2014)は、大舎制と小規模グループケアを比較し、小規模化のメリットとして、特定の保育者が児童を養育することが可能となり、児童が特定の保育者との安定した人間関係を築くことができ、愛着関係が取れるようになること、家庭的な環境で生活することで一般的な生活体験を積むことができること、児童のニーズに合わせた対応がしやすくなることをあげた。その反面、職員にとっては、求められることが多くなることや問題を抱え込みやすくなり、心身の負担が増す可能性があることも指摘した。吉村・吉村(2016)

も、子どもと職員へのインタビュー調査から、子ども同士の関係、子どもと施設職員の関係について、話す時間が増え信頼関係や愛着関係の形成がしやすいこと、子どもが自身で家事をするなど一般的な生活体験ができること、集団生活のストレスが軽減されることなど、職員においては、問題行動の減少、問題が起きたとしても早期解決が可能なこと、個別に子どもに関わる意識が強くなることなどもメリットと考えられた。課題としては、職員においては問題の抱え込みや負担の増加、子どもとの関係が悪化した場合に修復が困難であることなどがあげられた。

児童養護施設では、専門的なケアを必要とする被虐待児(2011年:53.4%, 2013年:59.5%, 2020年:65.6%)や何らかの障害を持つ子ども(2011年:23.4%, 2013年:28.5%, 2020年:36.7%)が増加傾向にある(厚生労働省, 2011, 2013, 2020)。被虐待児はその経験の影響として対人関係や日常生活において多様な問題行動を示すことがあったり(西澤, 1997)、発達障害児も、その特性のために生活上、様々な困難を示すこともある。しかしながら、施設における専門的なケアについてはその方法が確立しているとは言えない現状もある(永井, 2005; 渡邊, 2018)。そのため、各施設では、ケアが必要な子どもに対する養育は各子どもの特性や状態に応じて施設職員がケースごとに工夫しながら行わなければならない、ケアを必要としない子どもに対する養育に比べると困難を経験することが多いと考えられる。また、小規模化の課題(厚生労働省, 2012)でも指摘されたように、問題行動を示す子どもの入所は、他児に対して

\* 福岡女学院大学

も何らかの影響を及ぼす可能性も考えられる。

施設の小規模化は入所児童にとっては大舎制の施設よりも、家庭的な生活環境や職員との関係など様々な点でメリットは大きいだろう。しかしながら、特別な対応が必要な児童が入所している場合、その対応が大舎制の施設よりも困難であったり、他児への影響が大きくなる可能性もある。また大舎制であっても小規模施設であっても一人の子どもに関わる職員の数によっても対応の困難さなどは変わる可能性があるだろう。

そこで本研究では、被虐待児や発達障害児、それ以外の児童の状態やそれに対応する職員の職務状況など、施設全体の状況を施設環境とし、施設職員が認識している特別なケアを必要とする被虐待児や発達障害児の入所が、施設環境に及ぼす影響について、大舎制と小規模施設という施設形態や、子ども一人当たりの職員数といった視点から検討することを目的とした。

## 方法

**調査対象** 調査に対して回答が得られた児童養護施設 21 施設を調査対象とした。

**調査内容** 施設の児童数、施設内の児童における被虐待児数、発達障害児数、被虐待児の虐待種、発達障害

の障害種について、また被虐待児、発達障害児の入所による施設環境の変化に関する 12 項目について 5 件法で回答を求めた。

**手続き** 各施設に調査用紙を配布し、回答後回収した。

## 結果

施設内の被虐待児の中で、各虐待の比率と、施設内の子どもに占める被虐待児の割合を算出し、中央値、最小値、最大値を表 1 に示した。

虐待の中ではネグレクトと身体的虐待が多く、施設の子どもの占める割合でも、45% が被虐待児であり、24% がネグレクトを、18% が身体的虐待を受けた経験があった。また特別なケアの実施率は 63% であった。施設内の発達障害児の中で、各障害の比率と、施設内の子どもに占める発達障害児の割合を算出し、表 2 に中央値、最小値、最大値を示した。施設の全子どもに占める割合では、19% が発達障害児であった。発達障害の中では、ADHD が 41% であり、次いで、自閉症スペクトラム障害児が 25% であった。また特別なケアの実施率は 83% であった。

被虐待児と発達障害児のそれぞれの入所による施設内の環境への変化について、表 3 に示した。それぞれ

表 1 施設における被虐待児率

	被虐待児内比率				対現員		
	度数	中央値	最小値	最大値	中央値	最小値	最大値
被虐待児率					45%	11%	72%
ネグレクト児率	21	54%	25%	90%	24%	3%	52%
心理的虐待児率	21	6%	0%	81%	2%	0%	35%
身体的虐待児率	21	39%	13%	75%	18%	3%	38%
性的虐待児率	21	4%	0%	50%	2%	0%	12%
特別なケア率	21	63%	0%	100%			

表 2 施設における発達障害児率

	発達障害児内比率				対現員		
	度数	中央値	最小値	最大値	中央値	最小値	最大値
発達障害児率					19%	0%	37%
ADHD 児率	20	41%	0%	100%	9%	0%	21%
LD 児率	20	0%	0%	36%	0%	0%	13%
ASD 児率	20	25%	0%	63%	6%	0%	25%
その他障害率	20	28%	0%	73%	3%	0%	26%
知的障害児率					10%	5%	35%
特別なケア率	19	83%	0%	100%			

の影響の認識に差があるかどうかを検討するために対応のある  $t$  検定を行った結果、有意傾向ではあるが、差が見られた。「発達障害(被虐待)児童以外の児童のケアの効果が上がりにくくなった」「学校等の教員から対応についての相談が増えた」「医療機関や児相等の通院、通所の機会が増えた」は発達障害児に対してより強く感じており、「発達障害(被虐待)児童以外の児童の日常生活の乱れが大きくなった」「発達障害(被虐待)児童以外の児童の愛情欲求・承認欲求の度合いが大きくなった」は被虐待児の入所に対してより強く感じていた。相関係数を算出した結果、「発達障害(被虐待)児童以外の児童に問題行動が増えてきた、あるいは問題行動の質が変化してきた( $r = .68, p < .001$ )」「発達障害(被虐待)児童以外の児童のケアの効果が上がりにくくなった( $r = .64, p < .01$ )」「発達障害(被虐待)児童以外の児童の日常生活の乱れが大きくなった( $r = .55, p < .01$ )」等が高い相関を示した。これらの項目以外でも、「既定の勤務時間内で対応することが困難な場合がある」「職員の疲弊度合いが大きくなった」「児童の集団治癒力が低下した」「発達障害(被虐待)児童以外の児童の愛情欲求・承認欲求の度合いが大きくなった」「発達障害(被虐待)児童の同級生の保護者等からの相談や苦情が増えた」「医療機関や児相等の通院、通所

の機会が増えた」においても中程度以上の有意な、または有意傾向の正の相関がみられた( $r > .41, p < .10$ )。

数値が高い項目の上位5つは、発達障害児では、「医療機関や児相等の通院、通所の機会が増えた」「学校等の教員から対応についての相談が増えた」「職員の疲弊度合いが大きくなった」「通常の日課で対応することが困難な場面がある」「既定の勤務時間内で対応することが困難な場合がある」の順で、被虐待児では、「医療機関や児相等の通院、通所の機会が増えた」「既定の勤務時間内で対応することが困難な場合がある」「職員の疲弊度合いが大きくなった」「通常の日課で対応することが困難な場面がある」「被虐待児童以外の児童の愛情欲求・承認欲求の度合いが大きくなった」の順であった。5つのうち4つは共通であった。

大舎かそれ以外かで施設を分け、施設環境への影響について、対応のある  $t$  検定を行い、差の有無を検討した。大舎以外は1施設が中舎と小規模の併設であったが、それ以外はすべて小舎制で小規模施設であった。その結果、施設環境への影響については、発達障害児と被虐待児のそれぞれの入所による変化の認識について、有意傾向も含め、差が見られた。各項目の平均値、標準偏差、および  $t$  値を表4に示した。

表3 施設環境への影響

	発達障害児		被虐待児	
	平均値 (標準偏差)	平均値 (標準偏差)	t (20)	相関係数
既定の勤務時間内で対応することが困難な場合がある。	3.14(1.15)	3.43(1.25)	-1.00	.41 †
通常の日課で対応することが困難な場面がある。	3.38(0.97)	3.24(1.26)	0.48	.29
職員の疲弊度合いが大きくなった。	3.43(0.98)	3.38(1.07)	0.20	.41 †
発達障害(被虐待)児童以外の児童のケアの効果が上がりにくくなった。	3.00(0.79)	2.65(1.04)	1.93 †	.64**
児童集団の集団治癒力が低下した。	2.74(0.93)	2.74(1.28)	0.00	.50*
発達障害(被虐待)児童以外の児童の日常生活の乱れが大きくなった。	2.33(0.86)	2.71(1.06)	-1.90 †	.55**
発達障害(被虐待)児童以外の児童の愛情欲求・承認欲求の度合いが大きくなった。	2.80(0.83)	3.15(0.88)	-1.79 †	.48*
発達障害(被虐待)児童以外の児童に問題行動が増えてきた、あるいは問題行動の質が変化してきた。	2.67(0.86)	2.81(1.17)	-0.77	.68***
学校等の教員から対応についての相談が増えた。	3.52(0.87)	3.00(1.14)	1.92 †	.25
地域から苦情や相談が増えた。	2.19(0.75)	2.29(0.72)	-0.49	.27
発達障害(被虐待)児童の同級生の保護者等から相談や苦情が増えた。	2.14(0.79)	2.10(0.94)	0.24	.45*
医療機関や児相等の通院、通所の機会が増えた。	3.90(1.00)	3.57(1.21)	1.28	.42 †

発達障害児の入所の影響として、「通常の日課で対応することが困難な場面がある」「発達障害(被虐待)児童以外の児童の日常生活の乱れが大きくなった。」において、被虐待児の入所の影響として、「学校等の教員から対応についての相談が増えた。」「医療機関や児相等の通院、通所の機会が増えた。」において大舎の方が大舎以外よりも高く感じていた。

また、子ども1人当たり、何人の指導員・保育士がいるか、施設ごとに指導員・保育士数を子ども数で割り指導員・保育士率を算出した。保育士・指導員率が高いことは、子どもとより1対1の係りに近いことを意味する。指導員・保育士率によって、施設環境への影響の認識に関係があるかどうかを検討するために施設形態別に相関係数を算出したところ(表5-2)、大舎では、発達障害児の入所による施設環境の変化とは有意な相関はなく、無関係であったが、被虐待児の入

所による施設環境の変化について、「児童集団の集団治療力が低下した( $r = .85, p < .01$ )」「被虐待児童の同級生の保護者から相談や苦情が増えた( $r = .67, p < .05$ )」「医療機関や児相等の通院、通所の機会が増えた( $r = .61, p < .10$ )」の3項目において有意(有意傾向含む)な正の相関がみられた。大舎以外では、被虐待児の入所による施設環境の変化とは有意な相関は見られなかったが、発達障害児の入所に伴う変化においては、「既定の勤務時間内で対応することが困難な場面がある( $r = .68, p < .05$ )」「発達障害児童以外の児童の日常生活の乱れが大きくなった( $r = .71, p < .05$ )」「発達障害(被虐待)児童以外の児童に問題行動が増えてきた、あるいは問題行動の質が変化してきた( $r = .64, p < .05$ )」「地域から苦情や相談が増えた( $r = .58, p < .10$ )」の4項目において有意(有意傾向含む)な正の相関がみられた。

表4 施設形態別の発達障害児と被虐待児の入所に伴う施設環境の変化の認識

	発達障害児			被虐待児		
	大舎 (n=10)	大舎以外 (n=11)	t (19)	大舎 (n=10)	大舎以外 (n=11)	t (19)
既定の勤務時間内で対応することが困難な場面がある。	3.30(1.16)	3.00(1.18)	0.59	3.80(1.23)	3.09(1.22)	1.32
通常の日課で対応することが困難な場面がある。	3.80(0.79)	3.00(1.00)	2.02 †	3.30(1.16)	3.18(1.40)	0.21
職員の疲弊度合いが大きくなった。	3.30(0.95)	3.55(1.04)	-0.56	3.60(0.97)	3.18(1.17)	0.89
発達障害(被虐待)児童以外の児童のケアの効果が上がりにくくなった。	3.00(0.82)	2.91(0.83)	0.25	2.70(0.82)	2.60(1.26)	0.21
児童集団の集団治療力が低下した。	2.80(0.79)	2.64(1.03)	0.41	2.88(1.13)	2.64(1.43)	0.39
発達障害(被虐待)児童以外の児童の日常生活の乱れが大きくなった。	2.70(0.82)	2.00(0.77)	2.01 †	3.00(1.05)	2.45(1.04)	1.20
発達障害(被虐待)児童以外の児童の愛情欲求・承認欲求の度合いが大きくなった。	2.90(0.99)	2.55(0.82)	0.89	3.44(0.73)	2.91(0.94)	1.39
発達障害(被虐待)児童以外の児童に問題行動が増えてきた、あるいは問題行動の質が変化してきた。	2.80(0.79)	2.55(0.93)	0.67	3.00(1.15)	2.64(1.21)	0.70
学校等の教員から対応についての相談が増えた。	3.70(1.06)	3.36(0.67)	0.88	3.60(0.97)	2.45(1.04)	2.61*
地域から苦情や相談が増えた。	2.20(0.79)	2.18(0.75)	0.05	2.50(0.53)	2.09(0.83)	1.33
発達障害(被虐待)児童の同級生の保護者等から相談や苦情が増えた。	2.30(0.82)	2.00(0.77)	0.86	2.40(0.97)	1.82(0.87)	1.45
医療機関や児相等の通院、通所の機会が増えた。	3.80(1.23)	4.00(0.77)	-0.45	4.10(0.99)	3.09(1.22)	2.06 †

表5-1 指導員・保育士率

	度数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
指導員・保育士率	21	0.47	0.08	0.34	0.63

## 考察

本研究では、施設職員が認識している特別なケアを必要とする被虐待児や発達障害児の入所が施設環境に及ぼす影響について、大舎制と小規模施設という施設形態や、子ども一人当たりの職員数といった視点から検討することを目的とした。

本調査に協力が得られた施設においては、被虐待児や発達障害を抱える児童の割合の中央値は全国の施設に比べるとやや低かった。しかし最も多い施設では被虐待児率が0.72、発達障害児率が0.37と全国と同程度かそれ以上であり、施設による差があることがうかがえた。

特別なケアが必要と考えられる被虐待児、発達障害児のどちらにおいても、特別なケアの割合は100%ではなかった。これは必要がないからケアをしていないのか、必要性があるものの、人員不足など、何か理由があってできていないのか、またはそもそも特別なケアではなく、それぞれの児童に対するケアとして普通に行われるべきことであるため、特別なケアという認識ではないのか、など様々な可能性が考えられるが今後詳細に検討する必要があるだろう。

被虐待児と発達障害児の入所による施設環境への影響について、他児の問題行動の増加、質の変化、生活

の乱れや、ケアの効果が上がりにくくなったといった他児への影響に関する項目において高い正の相関がみられた。他にも児童の集団治癒力の低下、他児の愛情・承認欲求の増加などにおいても正の相関がみられ、被虐待児、発達障害児を問わず、特別なケアを必要とすると考えられる児童の入所により、さまざまな形で他児への影響があると認識していた。また、勤務時間内での対応の困難さや疲弊度合いの増加など職員への影響に関する項目においても中程度の正の相関がみられ、職員の負担の増加も共通して認識されていると考えられる。特に、被虐待児、発達障害児の入所による影響として共通して認識が高かった項目の上位には、「医療機関や児相等の通院、通所の機会が増えた」「既定の勤務時間内で対応することが困難な場合がある」「職員の疲弊度合いが大きくなった」「通常の日課で対応することが困難な場面がある」といった職員の負担の増加に関する項目が含まれていた。他児への影響が生じる理由については本調査の結果からは判断できないが、特別なケアを必要とする児童の入所により、職員の負担が増加し、それにより、他児への関りが、それ以前に比べ相対的に減少すること、または変化することなども原因となっている可能性があると考えられる。

特別なケアを必要とする児童の入所の影響を施設形態別に検討したところ、発達障害児の入所の影響とし

表 5-2 施設形態ごとの施設環境の変化と指導員・保育士率の相関係数

	大舎		大舎以外	
	発達障害児	被虐待児	発達障害児	被虐待児
既定の勤務時間内で対応することが困難な場合がある。	.02	.41	.63*	-.03
通常の日課で対応することが困難な場面がある。	-.01	.38	.10	.34
職員の疲弊度合いが大きくなった。	-.10	.55	.13	.55
発達障害(被虐待)児童以外の児童のケアの効果が上がりにくくなった。	.05	.25	.51	.01
児童集団の集団治癒力が低下した。	-.05	.85**	.50	.36
発達障害(被虐待)児童以外の児童の日常生活の乱れが大きくなった。	-.22	.41	.71*	.40
発達障害(被虐待)児童以外の児童の愛情欲求・承認欲求の度合いが大きくなった。	.24	.27	.19	.34
発達障害(被虐待)児童以外の児童に問題行動が増えてきた、あるいは問題行動の質が変化してきた。	-.38	.26	.64*	.43
学校等の教員から対応についての相談が増えた。	-.09	.40	.18	.43
地域から苦情や相談が増えた。	-.06	.15	.58†	.15
発達障害(被虐待)児童の同級生の保護者等から相談や苦情が増えた。	-.07	.67*	.28	.36
医療機関や児相等の通院、通所の機会が増えた。	.04	.61†	-.19	-.42

て、「通常の日課で対応することが困難な場面がある」「発達障害(被虐待)児童以外の児童の日常生活の乱れが大きくなった。」において、被虐待児の入所の影響として、「学校等の教員から対応についての相談が増えた。」「医療機関や児相等の通院、通所の機会が増えた。」において大舎の方が大舎以外よりも高く感じていた。児童の日常生活の乱れについては差がみられたが他者の評価自体は低く、影響としては小さいと考えられる。他の項目の内容から、小規模施設の方が関係機関への通所、通院が少ないこと、対応についての相談が少ないことが考えられ、小規模施設の方が、通常の日課内での対応ができており、対応が困難となる児童の行動なども減少している可能性が考えられる。その理由は不明ではあるが、児童との関係が築きやすいことや個別の対応がしやすいこと等の小規模化のメリット(橋本・明柴, 2014; 厚生労働省, 2012)による可能性もあるだろう。

各施設の児童一人あたりの指導員・保育士の割合については、平均値が0.47で、約2人に1人の指導員・保育士がいるという意味であり、標準偏差が0.08と小さいことから、施設間の差はあまりないと考えられる。最小値は0.34であり、すくなくとも児童ほぼ3人に1人の指導員・保育士がいると考えられる。児童一人当たりの職員が多い方が、子どもとの関わりが深くなり、より個別の状況に応じた対応がしやすくなると考えられる。そこで、子どもと保育士・指導員が1対1の関係に近づくほど、変化の認識が強くなるなどの影響があるかどうかを施設形態別に検討した。大舎では、発達障害児の入所による施設環境の変化と職員の割合は無関係であったが、被虐待児の入所による施設環境の変化について、「児童集団の集団治癒力が低下した」「被虐待児童の同級生の保護者から相談や苦情が増えた」「医療機関や児相等の通院、通所の機会が増えた」の3項目において、子どもとの関係が1対1に近づくほど強く認識しており、これに対して大舎以外では、被虐待児の入所による施設環境の変化と職員の割合は無関係であったが、発達障害児の入所に伴う変化においては、「既定の勤務時間内で対応することが困難な場合がある」「発達障害児童以外の児童の日常生活の乱れが大きくなった」「発達障害児童以外の児童に問題行動が増えてきた、あるいは問題行動の質が変化してきた」「地

域から苦情や相談が増えた」の4項目において子どもとの関係が1対1に近づくほど強く認識していた。この結果は、児童との関係が1対1に近づくほど、大舎制の施設では被虐待児の入所により、他児への影響や施設外部との協力が一層必要となったと認識する傾向があり、大舎以外では、発達障害児の入所により、対応に時間がかかるようになった、他児へのネガティブな影響がより強くなったと認識する傾向があったと考えられる。

被虐待児は、トラウマや愛着形成の問題など心理的な問題を抱えており、その影響は対人関係や行動上の問題として様々な形で現れる(西澤, 2004)。児童養護施設における被虐待児童については、環境的なケアだけではなく個別の心理的なケアの必要性が指摘されている(大迫, 2016)。しかしながら、多くの児童が入所している大舎制の施設においては養育者との愛着形成や虐待からの回復が困難であるという指摘もあるように(藤林, 2016)、個別の児童の状況に応じたケアを行うことの難しさが、児童との関係が1対1に近づき、より児童の状態を把握できるようになったことで被虐待児の入所の影響を認識するようになったのではないだろうか。

職員と子どもの割合が1対1に近づくほど、発達障害児の入所の影響を強く認識していた小規模施設においても同じことがいえるだろう。小規模施設において発達障害児の入所の影響が認識された理由としてはその生活規模の小ささ、家庭的な環境があるのではないだろうか。発達障害児は、その障害特性もあり、施設の生活において、日常生活や対人関係等様々な領域において困難を示すことから(横谷・田部・内藤・高橋, 2012)、小規模施設においては、生活単位も小さく、児童同士の関わりも密になりやすいため、大舎制の施設よりも他児への影響が大きい可能性がある。また職員の絶対数も大舎制の施設に比べ少ないため、職員個人の負担も大きい可能性がある。そのため、児童との関わりが1対1に近づくほど発達障害児の入所の影響が強く認識された可能性がある。被虐待児においては、中村(2015)の報告にもあるように、小規模施設では大舎制の施設では難しい個別の対応がしやすいこともあり、職員と子どもの割合とは無関係であったのではないかと考えられる。

大舎制の施設も小規模施設のいずれにおいても児童との関わりが1対1に近づくことがかえって問題の認識を強めているようにもみえるが、より近く、深く関

わかることで児童の様子について気付くことが増えた結果なのかもしれない。そう考えれば、児童との関係が1対1に近づくことで、これまで気付かれていなかった課題が顕在化することによって、より児童に必要なケアを行うことが可能となるともいえるだろう。

社会的養護では家庭的環境での養育という視点から小規模化が進んでいるが(厚生労働省,2017)、メリットばかりではない。吉村・吉村(2016)が示したように児童にとってのメリットがあることは確かかもしれないが、当初から厚生労働省(2012)が指摘していた、職員の負担の増加や他児への影響が大きくなるという課題は本調査においても確認された。本体施設の高機能化の方向性も小規模化の推進と同時に打ち出されていたが(厚生労働省,2012)、増沢(2019)がいう「不適切といわれる養育環境に順応しつつ、必死に生きてきた子ども」にとって「普通の家庭的営み」への戸惑いや「養育者との距離の近さ」のリスクなど、家庭的な生活と特別な配慮を必要とする支援、つまり「普通の家庭環境」と「治療教育的環境」との統合課題の検討は今後の重要な検討課題である。さらに、子ども理解と支援についても「被虐待児(愛着障害児)」「発達障害児」というとらえ方や「特別なケア・専門的ケア内容」の問い自体が生活施設には馴染みにくい概念であるのかもしれない。米澤(2018)が示している発達の課題としての「認知・感情・行動・状況」課題と「認知・感情・行動・人間関係」支援という機能別課題と支援の視点から生活場面における子ども課題と支援方法を再構成することは、小規模化のリスクを減らす有効な方法の一つではないだろうか。これらの課題の改善にどこまで寄与できるのかについては今後検証していく必要があるだろう。施設の小規模化、地域分散化、高機能化が子どもにとってのメリットが大きくとも、そのリスクも直視し、その低減に向けた手立てを講じなければならない。増沢(2019)が指摘するように、サポートあつての小規模化でなければならず、そのための職員体制強化は必要最低条件である。

## 引用文献

藤林 武史 (2016). 虐待被害からの回復を促す社会的

養護環境とは 児童青年精神医学とその近接領域 57, 758-768.

橋本 好市・明柴 聡史 (2014). 児童養護施設の小規模化に関する考察と課題—大舎制から小規模ケアへ— 園田学園女子大学論文集 48, 147-163.

厚生労働省 (2012). 児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進のために

<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002m63k-att/2r9852000002m697.pdf>

(最終閲覧日 2020年11月28日)

厚生労働省 (2017). 第14回 新たな社会的養育の在り方に関する検討会 参考資料1

<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11901000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Soumuka/0000166116.pdf>

(最終閲覧日 2020年11月28日)

厚生労働省 (2020). 児童養護施設入所児童等調査の概要

<https://www.mhlw.go.jp/content/11923000/000595122.pdf>

(最終閲覧日 2020年11月28日)

増沢 高 (2019). 小希望化のリスクを超えて 児童養護 50, 6-9.

中村 廣光 (2015). 大分県下の児童養護施設における被虐待児童のケアに関する調査結果 別府大学短期大学部紀要 34, 143-151.

西澤 哲 (2004). 子ども虐待が育ちにもたらすもの そだちの科学 2, 10-16.

大迫 秀樹 (2017). 社会的養護を要する児童に対する児童福祉施設の動向と今後の展望 九州女子大学紀要 54, 35-52.

横谷 祐輔・田部 絢子・内藤 千尋・高橋 智 (2012). 児童養護施設における発達障害児の実態と支援に関する調査研究—児童養護施設の職員調査から— 東京学芸大学総合教育科学系 63, 1-20.

吉村 譲・吉村 美由紀 (2016). 児童養護施設の小規模化について子どもと職員の語りから考える 研究紀要 49, 89-98.

米澤 好史 (2018). やさしくわかる! 愛着障害 ほんの森出版

